

31 介第 3033 号
令和 2 年 2 月 20 日

地域密着型サービス事業所の管理者 様

岡崎市福祉部長寿課長
介護保険課長

運営推進会議の開催の取扱いについて (通知)

日頃は、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年 12 月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されており、今年 1 月になって、国内においても患者発生が報告がありました。愛知県内においても感染者が出ている中で、感染症の懸念から、外部の訪問者について一定の期間、来所の制限をしたいと一部の事業所様より相談がありました。

地域密着型のサービスにつきましては、運営推進会議をおおむね 2 か月に 1 回以上またはおおむね 6 か月に 1 回以上開催する必要があります。ただし、感染症対策のため、事業者が判断した場合に限り、当面の間、来所の制限を設けることは差し支えありません。このため、この期間において、運営推進会議の開催ができない場合であっても基準違反とはいたしませんのでご承知おきください。

なお、開催しない場合にあつては、開催しない理由等を記録として残すとともに、会議の構成員へ開催しない旨を通知してください。また、運営推進会議の趣旨から、開催しない場合にあつても、事業所における活動状況等を、書面等の方法により、会議の構成員に報告するように努めてください。

サービスに関すること	福祉部介護保険課給付係	電話：23-6682
指定に関すること	事業所指定係	電話：23-6646
指導に関すること	指導監査係	電話：23-6830
運営推進会議に関すること	長寿課地域包括ケア推進係	電話：23-6774